

桐生市・伊勢崎市と一般廃棄物の処理に係る相互支援 に関する協定を締結します

桐生市・伊勢崎市と本市は、清掃施設での事故等の緊急事態及び災害の発生等により、一般廃棄物の処理に支障が起きた場合に備え、総合的な相互支援の基本事項について、一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定を締結します。つきましては、協定締結式を次のとおり開催します。

- 日時 令和2年12月24日（木）9時30分～10時
- 会場 前橋市役所4階 庁議室
- 出席者 桐生市長 荒木 恵司（あらかい けいじ）
伊勢崎市長 五十嵐 清隆（いがらし きよたか）
前橋市長 山本 龍
- 相互支援の要件
 - 一般廃棄物処理施設が、故障、事故等により緊急事態に陥ったとき
 - 施設の定期点検や改修、更新等による一時的な処理能力の低下を補う必要があるとき
 - 災害等により災害廃棄物及び一般廃棄物の処理が困難なとき
- 相互支援の内容
 - 一般廃棄物の中間処理業務
 - 一般廃棄物の収集運搬業務
 - 一般廃棄物の処理に必要な資機材等の提供
 - 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣
 - 上記のほか、一般廃棄物の処理に必要な事項

本件に関するお問い合わせ先

清掃施設課 管理係

電話 直通 / 027-223-5300